令和3年第2回嬉野市議会定例会会議録													
招集年月日	令和3年6月4日												
招集場所	嬉野 市議会議場												
開閉会日時	開議	令和3年6月15日 午前10時00分			議	長	田	中	政	司			
及び宣告	散会	令和	口3年	-6月1	5日	午後 0	時43分	議	長	田	中	政	司
	議席 番号	氏 名 出欠 議席 番号		氏		名	名		出欠				
	1番	山	П	卓	也	出	9番	森	田	明	彦	ļ	出
	2番	諸	上	栄	大	出	10番	辻		浩	_	ļ	出
応 (不応) 招	3番	諸	井	義	人	出	11番	山	П	忠	孝	ļ	出
議員及び出席	4番	Ш	П	虎力	大郎	出	12番	山	下	芳	郎	ļ	出
並びに欠席議員	5番	宮	﨑	_	德	欠	13番	山	口	政	人	ļ	出
	6番	宮	﨑	良	平	出	14番	芦	塚	典	子	ļ	出
	7番	Л	内	聖	=	出	15番	梶	原	睦	也	ļ	出
	8番	増	田	朝	子	出	16番	田	中	政	司	Į	出

	市 長	村 上 大 祐	健康づくり課長	
	副市長	池 田 英信	統括保健師	
	教 育 長	杉 﨑 士 郎	子育て未来課長	牧 瀬 玲 子
	行政経営部長	永 江 松 吾	福祉課長	三 根 伸 二
	総合戦略推進部長	三根竹久	農業政策課長	井 上 章
	市民福祉部長	筒 井 八重美	茶業振興課長	森 尚 広
地方自治法	産業振興部長	中村はるみ	観光商工課長	
第121条の規定	建設部長	井 上 元 昭	建設・農林整備課長	馬場孝宏
により説明の	教育部長		新幹線・まちづくり課長	
ため議会に出席	観光戦略統括監		環境下水道課長	
した者の職氏名	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太 田 長 寿	教育総務課長	武 藤 清 子
	財政課長	山口 貴 行	学校教育課長	中野宗利
	税務課長		会計管理者兼 会 計 課 長	
	企画政策課長	小 池 和 彦	監査委員事務局長	
	広報・広聴課長	小野原博	農業委員会事務局長	馬場敏和
	文化・スポーツ振興課長		代表監査委員	
	市民課長	馬郡裕美		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	白 石 伸 之		
	l			

令和3年第2回嬉野市議会定例会議事日程

令和3年6月15日(火) 本会議第2日目 午前10時 開 議

日程第1 議案第55号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算(第4号)

日程第2 議案質疑

- 議案第31号 専決処分(第1号)の承認を求めることについて(嬉野市税条例の一部を改正する条例について)
- 議案第32号 専決処分(第2号)の承認を求めることについて(令和3年度嬉野市一般会計補正予算(第2号))
- 議案第33号 嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する る基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正 する条例について
- 議案第38号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第39号 令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理 事業費特別会計補正予算(第1号)
- 議案第40号 嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用に ついて
- 議案第41号 嬉野市農業委員会の委員の任命について
- 議案第42号 嬉野市農業委員会の委員の任命について
- 議案第43号 嬉野市農業委員会の委員の任命について
- 議案第44号 嬉野市農業委員会の委員の任命について
- 議案第45号 嬉野市農業委員会の委員の任命について
- 議案第46号 嬉野市農業委員会の委員の任命について
- 議案第47号 嬉野市農業委員会の委員の任命について
- 議案第48号 嬉野市農業委員会の委員の任命について
- 議案第49号 嬉野市農業委員会の委員の任命について
- 議案第50号 嬉野市農業委員会の委員の任命について
- 議案第51号 嬉野市農業委員会の委員の任命について

議案第52号 嬉野市農業委員会の委員の任命について

議案第53号 嬉野市農業委員会の委員の任命について

議案第54号 専決処分 (第3号) の承認を求めることについて (令和3年度嬉

野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))

議案第55号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算(第4号)

午前10時 開議

〇議長(田中政司君)

皆さんおはようございます。本日は議席番号5番、宮崎一徳議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、市長から議案第55号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算(第4号)についてが追加議案として提出をされ、議会運営委員会が開催をされました。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程1. 議案第55号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(村上大祐君)

おはようございます。本日、今定例会に追加上程をお願いしたい議案につきまして、御説明申し上げます。提出案件は、補正予算1件でございます。

議案第55号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算(第4号)について、御説明申し上げます。 歳入歳出それぞれに905万円を追加し、補正後の予算総額を189億5,039万2,000円とするも のでございます。

今回の追加提案は1件で、緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援として 実施される「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業」に905万円の増額 補正を行うものです。

感染症の影響により、生活に困窮する世帯に対して自立支援金を早期に支給できるように、 会期中ではございますが、追加提案をさせていただくものです。

以上、簡単ではございますが、議案の概要説明を終わらせていただきます。詳細につきま しては、この後、担当部課長が御説明をいたしますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し 上げます。

〇議長(田中政司君)

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第55号につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議案第55号につきましては委員会付託を省略することに決 定をいたしました。

ここで暫時休憩します。

午前10時3分 休憩 午前10時8分 再開

〇議長(田中政司君)

それでは、会議を再開します。

日程第2. 議案質疑を行います。

今定例会の議案質疑は通告制であります。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることはできません。御注意をしてください。 それでは、議案第31号 専決処分(第1号)の承認を求めることについて(嬉野市税条例の一部を改正する条例について)質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号 専決処分(第2号)の承認を求めることについて(令和3年度嬉野市 一般会計補正予算(第2号))について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第33号 嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について質 疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第34号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について質疑を行います。 質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。宮﨑良平議員。

〇6番(宮崎良平君)

私からは3つ挙げておりますけど、最初に全部3つとも質問をさせてもらいます。

今回、嬉野市手数料条例の一部を改正する条例についてということで、住民票等の写し及び一部証明書等の交付においてマイナンバーカードを使用した交付の場合は50円安くなるという認識でいいのか。また、この減額の根拠と意図についてお伺いしたいと思います。

それと、多機能端末機を介して行う交付というのはいつから行われる予定なのか、お伺い します。

それと、今回6種類が対象となりますが、その他の証明書等においても順次進めて行くのか、お伺いしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

市民課長。

〇市民課長 (馬郡裕美君)

お答えいたします。

1番目の質問ですけれども、市役所の窓口を利用された場合に対して、コンビニ交付を利用された場合の手数料を50円減額して御提案しているものでございます。

窓口での交付手数料より減額することにより、コンビニ交付申請の利用促進を図る目的で ございます。コンビニ交付利用にはマイナンバーカードを持っていることが前提ですので、 手数料を減額することによりコンビニ交付利用が進み、また、国が推進するマイナンバー カードの普及促進及びコロナ禍での感染症対策も図ることができると考えております。

続いて2番目の質問ですけれども、コンビニ交付はいつから行う予定かということでございますが、令和3年12月1日サービス開始で準備を進めているところでございます。

3点目の、今回6種類が対象となるが、その他の証明書においても順次進めていくかということでございますが、今回準備をしておりますのは、住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書、所得課税証明書の6種類の証明書を対象として開始いたします。その後の証明書の変更の予定は今のところございません。

以上でございます。

〇議長(田中政司君)

宮﨑良平議員。

〇6番(宮崎良平君)

これは各自治体において多分決めることだと思うんですけど、100円それこそ安かったりするところもあるし、据え置きのところもあるし、いろんなところを見ながら調整してこの金額が決められたのかというのと、もう一つ、これはマイナンバーカードで取ったものに関して、仮に何かしら間違ったとかいった場合、この証明書に本人の名前とほかの名前も入ってなきゃいけなかったのに本人の名前しか入っていないものを取っちゃったと、そういった場合、現在の対応として、窓口での対応はどうなのか。そして、間違った場合に返金とか交換とかというのは窓口に行ってできるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

それともう一個、市内で何店舗ぐらいのコンビニでこれは交付ができるのか、そこをお伺いしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

市民課長。

〇市民課長 (馬郡裕美君)

お答えいたします。

100円とか、50円とか、据え置きの市町もあると思いますけれども、現在、県内で佐賀市、 小城市で減額して実施をされておられて、そこが50円の減額を実施しておられます。もちろ ん据え置きの自治体もありますが、嬉野市としてはコンビニ交付の利用促進を図るために、 県内の市町を参考にいたしまして50円という金額で減額をしているところです。

窓口で取得した証明書が違った場合ということでございますが、証明書を申請されるとき に確認をいたしまして、本人さんが、申請者の方が間違えて伝えられた場合には差替えはい たしませんが、市役所の、こちらの勘違いだとか、うまく伝わっていない場合には差替えを することもございます。

コンビニ交付での間違った証明書を取得された場合の差替え等は、今のところ考えておりません。コンビニ交付を進めていく中で、説明文を入れるのを今打ち合わせをしているところですけれども、そこに間違えないような説明、詳しい説明を、分かりやすい説明を加えていくように今準備を進めているところでございます。

以上でございます。(「あと、店舗数」と呼ぶ者あり)

店舗数につきましては、市内のコンビニですので、ちょっと把握はしておりませんが、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン等になると思います。ちょっと店舗数は確認しておりません。申し訳ありません。(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

〇議長(田中政司君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、梶原睦也議員。

〇15番(梶原睦也君)

この件に関しては、私は3月の一般質問で取り上げさせていただいたんですけれども、今回の条例改正については県の条例改正に伴うものだということは理解しております。県の分に関しては、該当者に関して1級というふうになっているのも承知しているところでございます。

そういう中で、市として2級該当者等への市独自の制度という部分での考えは、そういった検討はなされたのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

続いて、この制度の周知についてはどのようにされるのか、その点についてお伺いしたい と思います。 3点目については、附則の中に令和3年4月1日からの適用とするという規定がございますけれども、この間に既に支払われた医療費に関して、今後どういった対応をされるのか、この3点についてお伺いしたいと思います。

〇議長 (田中政司君)

福祉課長。

〇福祉課長 (三根伸二君)

お答えします。

まず1点目、2級該当者への支援の検討ですが、まず、現行の医療費助成制度では、身体で言えば1・2級の方、知的障がい者で言えば、知能指数35以下といった程度の重い方を対象としております。ですので、精神障がいにつきましても同程度の方を対象とすることが妥当という考えから1級のみとしております。ちなみに等級としては、身体は6級までありますが、精神は3級までしかありません。

なお、精神障がいにつきまして、法令で重度と明確に定義されているものはありませんけれども、所得税法の精神の重度障がい相当といたしましては、精神障害保健福祉手帳の1級 所持者の方となっております。

続きまして制度の周知ですけれども、対象者はこちらで分かっておりますので、個別に通知を出したいと思います。

次に、4月1日までに遡って適用するということですけれども、助成申請については償還 払いでお支払いしておりますけれども、申請期限は、診療月から1年以内となっております。 令和3年4月診療以降の領収書などを添付して申請いただくような形になると思います。

また、その領収書などを紛失された場合でも、申請書に医療機関による証明をしていただければ対応可能となっております。

以上になります。

〇議長(田中政司君)

梶原睦也議員。

〇15番 (梶原睦也君)

1点だけ。

先ほど対象者は決まっているということでありましたけれども、何名程度になっているのか、お伺いしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

福祉課長。

〇福祉課長 (三根伸二君)

お答えします。

現在21名を確認しております。 (「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長(田中政司君)

よろしいですか。

次に、諸上栄大議員。

〇2番 (諸上栄大君)

それでは、私も議案第37号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例について質問をします。

先ほど梶原議員のほうからもありましたとおりで、若干ダブっている点もありますが、まず、1回目の質問では通告書1番から6番までお聞きしたいと思います。

条例に関しては精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で障がい等級が1級の方が対象となる条例改正と理解してよいのかということをまず確認したいと思います。対象者は21名ということで確認です。

2点目、精神病床への入院医療に関する費用の額に関しては助成対象外となった理由に関してお聞きします。一般病床に関しては助成対象となるのかということも踏まえてお聞きしたいと思います。

3点目、新たに対象となった方の受給資格登録申請については、どのように行われるのか ということをお聞きしたいと思います。

4点目、これは先ほど梶原議員のほうからもありましたので、削除します。遡ってできる ということで解釈しましたので、いいと思います。

5点目、自立支援の医療、精神通院の医療との併用は可能なのということについて。

最後6点目、周知に関してはどのように考えているのかということで、先ほど個別通知ということでおっしゃられましたが、医療機関等に関しての通知はどのようにされているのか、 そこを聞きたいと思います。

〇議長(田中政司君)

福祉課長。

〇福祉課長 (三根伸二君)

お答えします。

まず、精神1級の方が対象になるかということはおっしゃるとおりです。対象者につきましては現在21名を確認しております。

次に、精神病床への入院についてなんですけれども、通院のみを対象とする自立支援医療 (精神通院医療)との整合性を欠くということと、入院の長期化を助長する懸念があるとい うこと、また、地域生活への移行促進の観点から見てもちょっと問題があるということから、 精神疾患については通院のみを対象とするのが妥当と考えております。

次に、精神以外の一般病床に関してですけれども、それは対象となります。例えば、入院の 方が院内でけがをされた場合は、けがの治療費については対象となるということになります。 次に、受給資格の登録申請についてですけれども、対象者21名ですけれども、個別に案内 通知を送付しまして、登録申請の提出をお願いするような形を考えております。

次に、自立支援医療との併用なんですけれども、併用は可能です。自立支援医療(精神通院医療)で自己負担が1割、1万円、5,000円、2,500円のケースがありますけれども、その適用後の自己負担額が助成対象となっております。

最後に周知なんですけれども、まず、本人には対象者の個別通知の送付を考えております。 医療機関のほうの通知についても、追って医療機関のほうにお知らせするようなことを考え ております。

以上になります。

〇議長(田中政司君)

諸上栄大議員。

〇2番(諸上栄大君)

それでは2回目なんですけれども、先ほど精神病床への入院に関して今回対象外となった 理由をお聞きしましたけれども、佐賀県の補助金要項の別添の中には、精神病床への入院も 認めるというようなことで書いてありましたが、そこを考慮した上でこれは検討されたもの なのか、そういう状況でお尋ねをしたいということ。

もう一つ、先ほど梶原議員の質問の中でも2級の方は検討されたのかということの中で、 それはそれで答弁があったと思いますけれども、現状、今の制度でいけば重複障がいという ランクもありますよね。身体障がい者3級の方と知的障がい者の知能指数50以下の方、これ は重複障がいでこの重心の対象ができるんですけれども、今回、精神障害者福祉手帳の2級 をお持ちの方ないしは付随して障害者手帳をお持ちの方、これを合算して重複障がいで算定 するという方法は検討されたのかどうか、そこもお尋ねしたいと思います。

あと3点目、受給資格登録に関して、現在、身体障害者手帳取得者と知的障がい者の取得者が受給登録をされるわけですけれども、その様式もありますよね。これは新たに精神障害者保健福祉手帳の方が登録されるわけですので、もう既にその方々が登録できるような枠、その書類の変更等々はされてあるのでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

福祉課長。

〇福祉課長 (三根伸二君)

まず1点目、入院の分も対象にできるかというところなんですが、その分は、対象としないというふうに理解しておりまして、補助金要項の中でですね。ちょっとそこは確認をさせてもらってよろしいですか。

それと次に、重複障がい、身体障がいまで合わせたところでの登録ができるかというところは、今のところは考えておりません。ちょっと県のほうとも確認いたします。

最後に、登録の分の帳票の分ですけれども、その分は今起案を回しておるところで、その 辺の様式変更は今やっているところです。

以上になります。

〇議長 (田中政司君)

諸上栄大議員。

〇2番 (諸上栄大君)

私が調べたところ、佐賀県の補助金要綱の中の別添、別表というのがありまして、そこに対象経費ということで、そこから(1)から(4)までの記述がされる中で、「(3)精神障害者保健福祉手帳所持者(第2条第2項の(1)(2)(4)のいずれかに該当する重複障害重複手帳者を除く)が医療法(昭和23年法律第205号第7条第2項第1号)に規定する許可を受けた精神病床における入院に要した額」ということで記載があったもので、私は、県の補助金要綱としては精神病床の入院に関しても認めるんじゃないかなと思っていたんですけれども、今回、市の条例に関してはそれが対象外というところで、そこをもう少し検討していただきたかったと。確かに、入院期間が延びるというのは精神障がいを持たれている方、精神疾患を持たれている方は療養期間が長いと思いますけれども、それに対して、やはり経済的な負担もかなりかかってくると思います。例えば、自立支援のやつがありますけれども、それによっても一部負担金というのは発生するんですよね。

あと、この制度では認められませんが、食事とか、部屋代とか、そういう料金等も発生しますので、もしそれが認められるのであれば、市としても考えていただきたかったなというところもありますので、そこはもう一度確認してほしいと思いますけれども、最後、答弁をお願いしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

福祉課長。

〇福祉課長 (三根伸二君)

その分に関しては、改めて県のほうと確認をいたしまして検討をしたいと思います。

一応、Q&Aの中には対象としないというふうになっていましたので、もう一度確認をいたします。

以上です。

〇議長(田中政司君)

これで議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

まず、10ページ2款、総務費、1項、総務管理費について質疑の通告があります。

6目. 企画費について発言を許可いたします。森田明彦議員。

〇9番(森田明彦君)

では、予算書の10ページ、6目の企画費、18節. 負担金、補助及び交付金として、地域活性化センター助成事業(うれしのALOHAフェスタ)に関して90万円の予算組みをしていただいております。これに関して、説明書はございましたけれども、イベント内容の詳細な説明をお願いしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

企画政策課長。

〇企画政策課長 (小池和彦君)

お答えをいたします。

合同常任委員会の中で御説明をしましたとおり、事業の実施主体はフラレアうれしの、開催予定は10月中の1日というふうになっております。開催場所は嬉野温泉公園、事業内容は、嬉野温泉公園に常設されている舞台でフラの披露、プロやアマチュアバンドの演奏、お試しフラ教室、それと、みんなで踊ろうメレフラ等をプログラムに入れまして、訪れる人とともに楽しむ企画にすると。雑貨等の販売スペースを設けて、にぎわいを創出するというものです。

先日、フラレアうれしのの関係者の方にお尋ねをしましたところ、今詳細な内容を詰めている段階というふうなことで、これ以上、もう御説明する内容はございませんけれども、訪れる方々と共に楽しみ、にぎわいを創出していただければというふうに思っておるところです。

以上です。

〇議長(田中政司君)

森田明彦議員。

〇9番(森田明彦君)

若干、現在まだ協議を進めているというようなところもございますね。

今回は地域活性化センター助成金10分の10ということで90万円、予算化をされております。いわゆる事業実施主体はフラレアうれしのさん、全体的な予算的な部分というのは、事業主体さんも、こういった詳細を書いてあるような事業の内容に関して全体的な――予算的にはこの事業主体さんは大体この金額ぐらいで収まるんでしょうかね。それとも、もっと大きい金額を予定されているのかな、その辺は分かりますか。

〇議長(田中政司君)

企画政策課長。

〇企画政策課長 (小池和彦君)

お答えをいたします。

一応、収支の予算書のほうを提出していただいております。この中では、あくまでも予算

なんですけれども、バンドとか、ワークショップとか、ステージ進行のMCさんとかにお渡しする謝金というもので23万円ぐらいと。あと、舞台とか、テントとか、そのようなリースをされるみたいで、それあたりが27万円。あと物販とか、その辺りで委託をされているところで28万円ぐらいと。そのほかにもいろいろ、チラシの作成とか、細々したものを含めたところで大体98万円の予算で計画をされておられるようです。それとはまた別に、いろいろなフラのチームを呼ばれるというふうなところで、参加費もトータルで8万円予算を組んでおられますけれども、そのような収入も予定されていらっしゃるというふうなところです。以上です。

〇議長(田中政司君)

森田明彦議員。

〇9番(森田明彦君)

ありがとうございます。内容的に分かりました。数年前までかなり大がかりなフラのフェスタをされていたのも存じておりますので、久しくコロナ禍の影響でいろんなこういったイベント関係が軒並み中止になってきておりましたので、早く収束して、こういったものでにぎわいをつくっていただきたいなということで今回非常に期待をいたしておりますので、応援のほうも併せてお願いしたいということで、これで終わりたいと思います。

〇議長(田中政司君)

答弁は。(「一応」と呼ぶ者あり)企画政策課長。

〇企画政策課長 (小池和彦君)

このフラについては、自主事業ということでやっていただいておりますので、直接、市役 所からいろいろ指導とかするものではありませんけれども、ぜひ、にぎわいのために参加の 呼びかけとかはしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

〇議長(田中政司君)

次に、14目、コミュニティセンター費について発言を許可いたします。山下芳郎議員。

〇12番(山下芳郎君)

同じく10ページ、コミュニティセンター費であります。

こちらが、指定管理者選定委員会委員の報酬として6万9,000円で計上されております。 こちらの指定管理者選定への経緯の説明をまずお願いします。

〇議長(田中政司君)

企画政策課長。

〇企画政策課長 (小池和彦君)

お答えをいたします。

南楠館は平成14年から15年にかけて建設をされまして、平成16年の5月から利用の開始を

しております。この施設は、地域の子どもからお年寄りまで世代間の交流を促進する場を提供するとともに、地域コミュニティの活性化と地域福祉の増進に寄与することを目的に設置された施設です。

建設後17年を経過して、もう18年目となっております。木材を使用した建設物のため、外壁等の傷みや室内の雨漏りなどの老朽化が進んでおり、職員の対応の頻度が増えてまいりました。南楠館を担当する職員は1名で、他の業務も兼務をしており、たびたびの問題に対応し切れなくなることが危惧されております。

このような状況を踏まえまして、より効果的、効率的な施設管理を実施し、市民サービスの向上と経費節減を図り、加えて自主事業等も実施してもらうよう、指定管理制度に移行したいというふうに考えているところです。

以上です。

〇議長(田中政司君)

山下芳郎議員。

〇12番(山下芳郎君)

前回の議会で嬉野市の指定管理の基本を確認しました中で、このコミュニティーセンター 南楠館のことも確認しましたところ、従前、指定管理への動きがありながらも、そういった 機運に至っていないということで市の直営になっているということでお聞きしましたんです が、今回そういったところの地域を含めた機運になってきているということで理解してよろ しいんでしょうか。

〇議長(田中政司君)

企画政策課長。

〇企画政策課長(小池和彦君)

地域を含めたところでの機運になっているという、地域を含めた、五町田地区とかという ふうな意味ですかね。(「うん、そうそう」と呼ぶ者あり)これは一応、指定管理をする動 きは、うちのほうからやっているところであって、地域がどうこうというのは特に調べてお りません。

以上です。

〇議長(田中政司君)

山下芳郎議員。

〇12番(山下芳郎君)

それとね、私も質問はしたものの、答弁の内容を定かに、しっかりと把握していなかった んですけれども、指定管理に動いていたけれども、そういった機運になかったというような 印象を受けたんですが、どういった形で今まで指定管理にしようと思ったけど延びてきたの か。

〇議長(田中政司君)

企画政策課長。

〇企画政策課長(小池和彦君)

指定管理については、かねがね検討という形ではずっとしてきておりました。あと、これが補助金で建てられている建物でありますので、今回、指定管理に移行するにも条件をクリアしなければならないということで、県あたりにその辺が可能かどうかというのをお尋ねしておりました。その回答が今年の3月に来ております。それで、大丈夫だというふうな回答を得ましたので、今回補正ということで上げておる次第です。

以上です。

〇議長(田中政司君)

次に12ページ、3 款. 民生費、1 項. 社会福祉費について質疑の通告がありますので、許可いたします。

まず、3目. 老人福祉費について、順次発言を許可いたします。増田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

12ページ、老人福祉費で、生活支援体制整備事業についてお尋ねします。主要な事業の説明書は3ページになります。

こちらですけれども、合同常任委員会の説明では、12月に委託先の済昭園さんから次年度の委託のお断りのお話があったとお聞きしました。この中で、第1層の委託料が700万円減額になっております。そして、会計年度任用職員の方の補正が上がっておりますけれども、その話合いの中で、その経緯と、後任の選定をどのようにその後協議されたのか、お尋ねしたいと思います。また、この第1層のコーディネーターをこれから募集されるんでしょうか。まず、そこをお尋ねします。

〇議長(田中政司君)

福祉課長。

〇福祉課長 (三根伸二君)

お答えします。

まず、今回の補正というのが、委託事業の一部が委託先が見つからなかったことによって、 その事業自体を市の直営でするというところからこういう補正になりました。

まず、その協議が結局どういう形になったかというのは、体制としては、うちの職員プラス会計年度任用職員2人体制でこの事業に当たるという形になりました。

それから募集なんですけれども、この事業は4月1日から始まっておりますので、そのコーディネーター部分を職員が当たりまして、サブとして会計年度任用職員で、ほかに高齢者グループにもその事業を分かっている者がおりますので、そのバックアップ体制を取りながら、この事業を4月1日から始めております。

〇議長(田中政司君)

増田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

この事業は、たしか5年前ぐらいから導入された事業だと思います。この5年間、第1層のコーディネーターの方は本当によくしていただいて、県内でも先進的なごましおクラブとかもいろいろしていただいて、本当にいい人材の方だったと思っていたので、本当に残念でならないんですけれども、この第1層のコーディネーターの方のこれまで5年間の積み上げとかありますので、第1層の方がぽっと抜けられたときに、12月以降、何かそういう関係の方に、委託先をもうちょっと検討できなかったのかなというのが私の中にありまして、そこをまずお尋ねしたい。でも、今年度1年は直でということで説明を受けたんですけれども、来年度は委託先を探すということで理解してよろしいんでしょうか。お願いします。

〇議長(田中政司君)

福祉課長。

〇福祉課長(三根伸二君)

まず、去年の12月にちょっと人員不足ということで社会福祉法人から3年度委託するのが難しいというお話を伺って、その後、年度末ぎりぎりまで、その他の社会福祉法人等に委託できないかという話をずっとして回ったんですけれども、やっぱり最終的にどうしても受け皿がなくて、こういう形になりました。

来年度以降に関しては、今年は市直営という形になりましたけれども、別に委託先があれば、そちらを受けるということも選択肢の一つとして考えていきたいと思っております。

〇議長(田中政司君)

増田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

今、第2層で嬉野地区、塩田地区、吉田地区とコーディネーターの方がいらっしゃいますけれども、その方の中から例えば第1層にというお考えはあられなかったんでしょうか。

あと、来年度委託先をというんですけれども、もしそれがうまく委託先が見つからなかった場合は、今後どういうふうに考えられていますでしょうか。

〇議長(田中政司君)

福祉課長。

〇福祉課長 (三根伸二君)

お答えします。

まず、1番目の第2階層の方が第1階層までというお話ですけれども、一応、委託先を探す際に第2層の方にもお話を持っていきました。人員のことも当然ありますので、今回については厳しいということで回答をいただきましたので、今回、市の直営ということになりま

した。

来年度以降、一応今回、市の直営としまして、委託先のことも考えながらするわけですけれども、もし委託先が見つからなかった場合はやはり直営でせざるを得ないかなと考えております。

以上になります。

〇議長(田中政司君)

次に、宮﨑良平議員。

〇6番(宮崎良平君)

私も支援体制整備事業のコーディネーターのことでなんですけど、先ほどある程度の減額 の理由と減額に至った背景というのは分かりました。

その中で、先ほど社会福祉法人の受け皿というものがなかったということだったんですけ ど、これは受けない理由というのか、人員がないのか、金額的に無理なのかとか、そういっ たことが分かればお伺いしたいと思います。

あと、会計年度任用職員が当然入るという形になったんですけど、先ほどからずっと話が出ていて、その方と今の職員さんと一緒になって進めていくということで今年1年間はという話だったんですけど、これでできるようだったらいろんなところに頼まないで、それこそ専門のプロを市が直営で雇えばいいんじゃないかという考え方もあるかとは思うんですけれども、そこら辺に関してお伺いしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

福祉課長。

〇福祉課長 (三根伸二君)

お答えします。

まず、ほかの社会福祉法人が受ける際に断られた理由ですけれども、当然、委託料の金額と事業内容の御説明をして委託先を探すわけですけれども、今現在、社会福祉法人のところでそもそも人材不足があって、金額を含めたところでしてもかなり難しいというお話のところばかりでどうしても見つけられないということで、今回こういう形になりました。

その後、例えば市直営にして、うちのほうでも専門職の方を雇ってということですけれど も、そういう道も当然あると思います。ですので、直営を続けるという形も選択肢の一つで すし、社会福祉法人のほうに委託を戻すということもありますし、その辺を合わせたところ でこれから考えていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(田中政司君)

宮﨑良平議員。

〇6番(宮崎良平君)

これは決断っていろいろあると思うんですけど、それこそ、なかなか受け皿がない中でどんどん金だけ膨らんでいくというよりも、直営できっちりとプロフェッショナルをきっちり入れておくという、多少金はかかるでしょうけど、そっちのほうがまだ安心、安定はあるのかなという気はしますので、そこら辺も含めて考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

〇議長(田中政司君)

答弁は。(「結構です」と呼ぶ者あり)

次に、諸上栄大議員。

〇2番 (諸上栄大君)

それでは、私も生活支援体制整備事業に関してお尋ねをします。

通告書の1点目から4点目までまずお聞きします。

報償費を増額された理由、協議体への謝金の内容、旅費の費用弁償の増額理由、あと、消耗品費、印刷製本代の増額の理由をお尋ねしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

福祉課長。

〇福祉課長 (三根伸二君)

お答えします。

今回の補正というのが市の直営とすることですけれども、今まで第1階層をやってきたことについては当然、市の予算となってきます。

まず、報償費なんですけれども、その分は研修会での講師への謝金の計上になります。

協議体謝金の全体の謝金等の分も、出席の委員さんに対する謝金という形になります。

旅費費用弁償については、視察研修やコーディネーター向けの、県が実施する研修などの 参加費用となっております。

消耗品費については、基本的には事務で使うコピー代などですけれども、今回、新型コロナウイルス感染防止のために、アルコール消毒液などを買いまして、第2階層などで使っている事業などにお配りするということも考えております。

以上です。

〇議長(田中政司君)

諸上栄大議員。

〇2番 (諸上栄大君)

2回目の質問になりますが、先ほど来、質問が上がっている委託料の減額に関して、今後 の事業の方向性に関してお尋ねをしたいと思いますが、先ほど答弁の中で、会計年度任用職 員と福祉課の方の2名体制で行うというような形で説明をしていただきました。その中で、 今年度は直営方式でそういう形でやっていく中において、今までは5年間ぐらい、専門知識を持った方が社会福祉法人で委託を受けてしていただいていた状況なんですけれども、今後直営方式でやっていく中で、この業務に携わられている方に関しては、何かしらの専門知識があられるのか。例えば、社会福祉主事とかの資格を持たれているとか、こういう生活支援体制整備事業に関わる研修を受けられた方とか、そういう方々を今年度直営方式でやるよという形で配慮した上でそこの配置をされたのか、そこの検討はどうされたのか、それをお聞きしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

市民福祉部長。

〇市民福祉部長 (筒井八重美君)

お答えいたします。

先ほどそういう資格を持った方を検討されたのかということでありますけれども、当時、3月時点で最終的に無理だったということで、その後、この事業を行うに当たってそういう資格職を配置ができているのかということですけれども、資格職はその担当課の中にはおりますけれども、そういう資格職の方が担当をしているわけではなくて、第2層として資格職の人も携わっているということになります。そういう専門職というのを、特に今回、福祉課のほうにあてがうだけの時間的余裕等もなかったというのが事実だというふうに考えております。4月から異動をしてきておりますけれども、そこまでの配慮等までは難しかったのではないかなというふうに考えております。

それと、研修等を受けられたのかということですけれども、そういった状況でもありましたので、今後研修等を受けるような体制を取るためにも、こういった費用弁償だとか、旅費だとかを組んでいるということで、今年度はそういった研修を職員の人たちに受けてもらうような体制を整えているということになります。

以上です。

〇議長(田中政司君)

諸上栄大議員。

〇2番(諸上栄大君)

先ほど来からの答弁の中において、今後の方向性、質問が上がっていますけれども、直営 方式でやるのか、委託方式でやるのか、これは今年度やってみないと分からないというとこ ろも実質あるのかなと思います。ただ、今事業をずっとやっている状況なので、これが後退 するということがないような事業運営計画というのがやっぱり必要になっていくと思うんで すよね。

そういう中において、福祉課の課員の方も本当に、他業務の中にこの業務を直営でやって いくということにおいては、ある意味職員の負担も増えるんじゃないかというところも思う わけであって、もし委託方式を考えるのであれば、早急に、いろんな法人ありますので、そ ういうところとコミュニケーションを取りながらすべきところじゃないかなと。

今からでもしておかないと、来年度のことってやっぱり早いですよね。そういう中で、福祉課長もおっしゃいましたように、福祉法人においても人材不足というのは喫緊な課題があるわけなので、そういうところを、市からもし委託を考えて、こういうビジョンがあるから、こういう方向で市の方向性と一緒にやってみないかというようなことも今後出す必要があると思いますけれども、そういうところにも着手していただきたいと思います。そこの意気込みを最後に聞かせていただきたいと思います。

〇議長(田中政司君)

市民福祉部長。

〇市民福祉部長 (筒井八重美君)

確かに、直営にするのか、委託にするのかというところで、職員がするとなった場合は異動等もありますので、理想としては委託のほうではないかなというふうに担当課のほうは考えていると思います。

それで、実際着手をしているのかというところですけれども、実際、数か所の法人のほうにはお尋ねをしたりとかしながら、そこら辺を今話をしているところです。実際、昨年度において、12月以降に間に合わなかったというのは期間が短かったというのも確かにあったのではないかなと思っておりますので、福祉課のほうは、今後そういったところも含めて、大きなところだけじゃなくて、中規模、小規模も含めたところで、そういった検討をしていきたいというふうに考えて動く予定をしておりまして、一部動いているということを御理解いただけたらと思います。

以上です。

〇議長(田中政司君)

次に、諸井義人議員。

〇3番(諸井義人君)

私も同じところでの生活支援体制整備事業についてお尋ねをいたします。

今まで、前議員が質問されたことで大体分かりましたけれども、私の単純な質問として、 今まで専門職としておられた第1層のコーディネーターが今回いなくなったということで、 生活支援体制への支障はどういうことが考えられるのかなということでお尋ねをしたいと思 います。

〇議長(田中政司君)

市民福祉部長。

〇市民福祉部長 (筒井八重美君)

お答えいたします。

支障がないのかというところですけれども、確かに、これまでの委託をしていたところから来てもらっていた第1層のコーディネーターの方はとてもすばらしかったということで、全く支障がないのかと言われたら、そこは何とも言えないと思っております。ただ、これまでずっと培った経験等もあります。第2層、第3層の方もいらっしゃいますので、そこら辺のところを後退しないような形で協力をし合ってやっていこうということでみんなで話合いをしているところですので、後退するんじゃないかというよりも、みんなでやっていこうということで、頑張ろうということで考えているところですので、そこら辺のところを見守っていただけたらと思っております。

以上です。

〇議長(田中政司君)

諸井義人議員。

〇3番(諸井義人君)

そしたら、市役所全庁を挙げての頑張りを期待したいところです。

単純な質問をもう一つ、お尋ねします。今まで700万円という委託料であったと思いますけれども、これが決まった金額なのか、高いか低いのかといった場合、低いと考えたらどうなのかな。次新しく探す場合は、もう少し上げるべきなのかなというところもあるんですけど、これはどうですかね、決まっているんですかね、700万円とは。

〇議長(田中政司君)

市民福祉部長。

〇市民福祉部長 (筒井八重美君)

この分の委託料については、700万円から800万円程度ということで、上限のほうは大体決まってはいるんですけれども、今まで委託を受けられてきたところも、今回受けれないとおっしゃられたところも、この金額云々というよりも、法人の中で、ここの部分の事業をするだけの人材が不足しているというのがやはり一番ネックになっているのではないかなというふうに、お話を今もう既に何件か当たっておりますけれども、聞いておりますので、結局は人材の部分で厳しいのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

〇議長(田中政司君)

諸井義人議員。

〇3番(諸井義人君)

分かりました。金額じゃなくて人材が足りないということですけれども、人材に関しては、 今のところ市内の方で、市内の社会福祉法人のほうに委託をされていましたけれども、これ をもう少し広げて、他市にも募集をするというか、委託をするという考えはないでしょうか、 最後、1つだけお願いします。

〇議長(田中政司君)

市民福祉部長。

〇市民福祉部長 (筒井八重美君)

他市も含めてというところですけれども、まず、嬉野市の居場所づくりで生きがいづくり、 嬉野市に対する思いを持っていただいているところで考えたいと思っておりますので、まず は市内の法人のほうを当たらせていただきたいというふうに思っております。

以上です。法人等も含めてですね。

〇議長(田中政司君)

それでは、議案質疑の途中ですが、ここで議場の換気のために11時10分まで休憩いたします。

午前11時3分 休憩午前11時10分 再開

〇議長(田中政司君)

再開します。

次に13ページ、3款.民生費、2項.児童福祉費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、山口虎太郎議員。

〇4番(山口虎太郎君)

子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)給付事業2,555万円についてお伺いいた します。

全体の中ですが、まず1点目に、システムの改修費というのが上がっておりますので、そ の改修の内容というのはどういうことなのか、御説明をお願いします。

2つ目に、支給予定日はいつ頃を予定されているのか、この2点をお尋ねいたします。

〇議長(田中政司君)

子育て未来課長。

〇子育て未来課長(牧瀬玲子君)

まず、システムの改修内容について御説明いたします。

本給付金の支給には、対象者からの申請不要で支給するものと、申請に基づき支給するものの2つがございます。

申請不要の対象者は、令和3年4月分の児童手当、または特別自動扶養手当の受給者で、 令和3年度住民税非課税世帯、住民税の均等割が非課税の方、その中から独り親世帯分で支 給済みの児童を除いた分になります。

申請に基づく支給は、そのほかの対象児童を養育する方で、例えば、高校生のみを養育する方や収入が急変した方になります。

今回のシステムを改修するのは、申請不要で支給する対象者を抽出するためのもので、必

要な情報を突合して、対象受給者や対象児童、支給日などを統一的に管理するためのシステム改修費になっております。

次に支給予定日ですけれども、早くて7月の中旬を予定しております。その理由としましては、令和3年度の住民税額が確定してから、また、この議決をいただいてからシステムを改修しますので、その分に時間を要するということと、また支給対象者に事前に通知を送付するようにしておりますが、その中に支給を希望しない場合は受給拒否届出書を提出していただくようにしておりますので、その拒否届出期間を経過後に支出するというふうになりますので、早くて7月中旬を予定しております。

以上です。

〇議長(田中政司君)

山口虎太郎議員。

〇4番(山口虎太郎君)

支給予定日は大体の予定ということ、工程が分かりましたので、理解しました。

システムの改修ということなんですが、今のシステムというのは、結構いろんな集約ができるというそういう機械のシステムじゃないかと私は思っていたんですが、そこはやはりちょっと難しいところがあるんですかね、新たに手を加えんばいかんというところの。そこの説明をもう少しお願いします。

〇議長(田中政司君)

子育て未来課長。

〇子育て未来課長(牧瀬玲子君)

お答えいたします。

今回のシステムでは、先ほど申し上げました令和3年4月分の児童手当の受給者の情報と、4月分の特別児童扶養手当の受給者、それとあと、独り親で支給した方の児童の分は除くという情報と、あと、令和3年度の税の情報を突合して行わないといけませんので、システムを新たに改修する必要がございます。

以上です。

〇議長(田中政司君)

山口虎太郎議員。

〇4番(山口虎太郎君)

理解いたしました。

〇議長(田中政司君)

次に、芦塚典子議員。

〇14番(芦塚典子君)

同じく、児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)給付事業の支

給要件に、低所得者というのがあって、家計急変者等というのがあるんですけど、その低所 得者は所得の制限があるのかというのが1つと、家計急変者等の基準というので、申請時点 で児童扶養手当の支給要件に該当していることというのがあるんですけど、この児童扶養手 当の支給要件というのが、住民税課税非課税が必要というのが要るのかどうかですね。

それと、家計急変者という方の所得収入なんですけど、令和2年2月以降の任意の1か月の収入によりというのがあるんですけど、1か月だけの収入で判定されるのか、そこら辺をお伺いいたします。

〇議長(田中政司君)

子育て未来課長。

〇子育て未来課長 (牧瀬玲子君)

お答えいたします。

先ほどの児童扶養手当の受給者ということですが、それは、もう一つの独り親世帯の分になっておりますので、令和2年の2月以降というところについては、こちらのその他世帯のほうではなく、独り親世帯のほうになっております。

独り親世帯のほうの低所得者家計急変者の基準ですけれども、まず、対象児童を養育している養育者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したというのが条件になっております。その養育者が、直近の収入が住民税非課税相当の水準に下がった方になっておりまして、判定方法としましては、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を12倍した年収見込額から、住民税均等割非課税相当と見なされる場合、もしくは、年収見込額から経費等を控除した年間所得見込額が住民税均等割非課税相当と見なされる場合に支給の対象となります。

以上です。

〇議長(田中政司君)

芦塚典子議員。

〇14番(芦塚典子君)

すみません、ちょっと分かりにくかったので、後でまた説明をいただきたいと思います。 所得収入なんですけど、直近の1か月とおっしゃったですよね。もしくはというのが、直近の1か月並びにというんですか。または1年を換算して――そいけんが、そこら辺がちょっと。直近の1か月の現収だけでいいのでしょうか。それとも例えば、半年過ぎて直近の1か月がゼロだったとして、その前の月は普通にあったと。そしたら、直近の1か月でいいのか。もしくは非課税相当とおっしゃったので、「もしくは」というのが、並びにという意味か、全く直近の1か月だけでいいですよというのと、非課税世帯でなければ駄目ですよというのとあるのか、そこら辺がはっきり分からなかったので、説明をお願いいたします。

〇議長(田中政司君)

子育て未来課長。

〇子育て未来課長(牧瀬玲子君)

お答えいたします。

直近の収入というのは、申請時点になるべく近いほうがいいんですけれども、今回の分は 令和3年の1月以降の収入でというふうになっておりますので、それ以降でしたら、任意で 1か月で結構です。ただ、その1か月の収入がゼロの場合につきましては、いつからゼロに なったかとか、どういう理由でゼロになったかなどの申立書を提出していただくようになっ ております。

以上です。

〇議長(田中政司君)

芦塚典子議員。

〇14番 (芦塚典子君)

そしたら、ゼロの場合だけでいいわけですよね。その方が、住民税が非課税という要件は 必要はないということでよろしいでしょうか。

〇議長(田中政司君)

子育て未来課長。

〇子育て未来課長(牧瀬玲子君)

お答えいたします。

すみません。1か月の収入を12倍して、それを年間の見込み収入と換算して、それが非課税相当の水準であれば該当するというふうになっております。

以上です。

〇議長(田中政司君)

次に、増田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

同じく子育て世帯生活支援特別給金(その他世帯分)給付事業についてお尋ねします。 私も支給の予定とか、システム改修費のことでお尋ねしていました。

システム改修については、抽出の仕方がちょっと複雑になっているということでお聞きしましたけれども、実は、専決処分で子育て世代、独り親のあったときにはシステム改修費が10万円なんですが、今回どうして150万円なのかなということで質問をさせていただいているんですけれども、そこのところをもう一回、比べてみて、違いを教えていただきたい。

それと、先ほど対象者が申請不要の場合と申請の方と2とおりあると御答弁がありました けれども、そこをもうちょっと詳しく御説明を、もう一度お尋ねしたいと思います。

それと、報酬のところで6か月とありますけれども、そこが何月からの6か月なのかですね。例えば、先ほど独り親のときは2か月ということだったんですけれども、今度の低所得

者の方には6か月という報酬が予算化されているんですけど、いつからいつまでの6か月か ということをお尋ねさせていただきます。

〇議長(田中政司君)

子育て未来課長。

〇子育て未来課長 (牧瀬玲子君)

お答えいたします。

まず、独り親世帯と今回のその他世帯とのシステムの違いなんですが、まず、今回のその 他親世帯につきましては、いろんなシステムの情報を組み込まないといけないということで、 電算センターのほうで基幹システムに、新たに臨時給付金という項目を設けていただき、そ こで突合や入力作業、そして一覧表の出力やリストの作成、口座振込などの処理などもする システムになっておりますので、新しくシステムを組み込むものでしたので、高くなりまし た。

独り親につきましては、情報が、独り親世帯、4月分の特別扶養児童手当を支給している者というだけでしたので、その場合はうちで通常行っている事務になりますので、10万円ということで予算は組みましたが、こちらの既存のシステムで対応できましたので、それは使わずに支給をしております。

次に、申請不要と申請が必要な方についてですが、申請が不要の方につきましては、先ほども申し上げましたが、4月分の児童手当、または特別児童扶養手当を受給されている方が令和3年度住民税均等割が非課税である方になります。その中から、独り親で支給した児童の方を除くというふうになります。

申請が必要な方につきましては、主に高校生のみを養育している方や公務員の方や家計急 変者になります。

あと、報酬の6か月ですけれども、この議決をいただいた後、7月から6か月間、12月までを雇用しようと思っております。

前回の独り親2か月との違いなんですけれども、今回は情報をたくさん突合してチェックをしないといけませんので、あと発送も独り親のときに比べて大量にございます。あと、問合せ等もあるかと思いますので、その辺の対応もお願いしようと思っておりますので、6か月ということで雇用する予定にしております。

以上です。

〇議長 (田中政司君)

增田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

御丁寧な説明で分かりました。ありがとうございました。

その中で、申請が必要な方の――先ほど対象者への周知は通知でということですけれども、

申請が必要な方はきちんと把握できているということで理解してよろしい、そこで通知をされるということなのかの確認です。

それと、基準日がありましたけれども、令和3年3月31日時点でということですけれど も、例えば、基準日に嬉野在住で、それ以降転出の場合はどのような取扱いになるんでしょ うか、そこをお尋ねします。

〇議長(田中政司君)

子育て未来課長。

〇子育て未来課長 (牧瀬玲子君)

お答えいたします。

まず、周知ですけれども、一般的な周知としては市のホームページや市報での掲載。また、班回覧や市の公式LINEでの情報発信。また、各種窓口へのチラシの設置を考えております。特に、申請が必要な方につきましては、これらの一般的な周知のほかに、例えば新規の児童手当や特別児童扶養手当に該当される方は、認定時や出生時、出生届の提出のときに、各種機会を捉えて、直接チラシを手渡しして、説明を行うようにしております。

また、高校生のみを養育しているところにつきましては、厚生労働省から各所属長宛てに 通知が行っておりますので、学校に通知がありますので、学校を経由して生徒たちへのチラ シの配付などを行うようになっております。

あと、公務員の世帯なんですが、それはこちらで全てを把握しているわけではございませんので、これも同じく厚生労働省のほうから児童手当担当のほうに通知が出されておりますので、そちらからの周知がなされるものと思います。

それに対して、うちのほうに申請があった場合には、申請書のほうに児童手当の受給資格がありますという所属長からの印鑑が必要になりますので、その辺の依頼も通知の中でしてあるところです。

あと、令和3年3月31日時点での転出……(「嬉野に……」と呼ぶ者あり)

〇議長(田中政司君)

そのときおって、転出した場合ということ。

〇子育て未来課長(牧瀬玲子君)続

条件が、令和3年の4月分の児童手当、または特別児童扶養手当を受給しているというのが条件になっておりますので、その受給手当を支給した市町村が対象になります。

以上です。

〇議長(田中政司君)

增田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

最後ちょっと分かりづらかったんですけど、もしよければもう一回ですね。

それと、私今回この議案を見て、やっぱり対象者が高校生までということですので、周知が行き届くように願いたいと思いますけれども、最後、先ほどのところをもう一回お願いいたします。

〇議長 (田中政司君)

子育て未来課長。

〇子育て未来課長(牧瀬玲子君)

お答えいたします。

先ほどの3月31日時点ですけれども、3月31日時点の方は、そこにいたときの自治体が4月分の児童手当を支給する自治体になりますので、そこから支給されることになります。 以上です。

〇議長(田中政司君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)次に、諸上栄大議員。

〇2番 (諸上栄大君)

細かな質問と詳細な説明で理解できましたので、取り下げます。

〇議長(田中政司君)

次に14ページ、6款.農林水産業費、1項.農業費について質疑の通告があります。 3目.農業振興費について発言を許可いたします。増田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

農業振興費の、主要な事業の説明書は5ページですけれども、経営所得安定対策等推進事業についてお尋ねします。

まず、今回の補正の理由をお尋ねしたいのと、現状と変わるところをお尋ねします。

〇議長(田中政司君)

農業政策課長。

〇農業政策課長(井上 章君)

お答えいたします。

まず、補正の理由ということでございますけれども、従来は市のほうで会計年度任用職員を2名雇用しております。それと、JAのほうで臨時職員をそれぞれ1名雇用しておりまして経営所得安定対策等推進事業から支出をしておりましたが、JAのほうで雇用していただいた臨時職員さんの配置がされなくなるということになりましたので、令和3年度の職員配置についてJAと協議をいたしました結果、JAのほうで正職員の追加配置の要望をしているということでありましたが、令和3年になってJAの職員の追加配置がなかったために、一部の事務量を市のほうで実施することになりましたので、今回、会計年度任用職員の1名増による補正という理由であります。これでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

〇議長(田中政司君)

増田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

今の答弁で、今まではJAの方から1名、市の会計年度任用職員の方が2名で、3名で事務をされていたということでよろしいですかね。

この事業内容の中で、嬉野市農業再生協議会ということなんですけれども、再生協議会の 構成人数とか、そこの中での3人の事務の方と思うんですけれども、まず、この協議会自体、 教えていただいてよろしいでしょうか、協議会の構成人数。

〇議長(田中政司君)

農業政策課長。

〇農業政策課長(井上 章君)

お答えいたします。

再生協議会の構成ということですけれども、構成につきましては、嬉野市、それから佐賀県農業協同組合、嬉野市農業委員会、佐賀県農業共済組合鹿島藤津支所、それと塩田東部土地改良区、それと嬉野市の行政区長の塩田町代表、嬉野町代表、それから塩田嬉野地区生産組合の代表の方、五町田地区の生産組合の代表、それから久間地区の生産組合の代表の方、塩田地区生産組合代表の方、嬉野地区生産組合の代表の方、吉田地区生産組合の代表の方、それと嬉野市食生活改善推進協議会、それから杵藤農林事務所、それと藤津農業改良普及センター、それから嬉野市営農組合連絡協議会、以上が構成メンバーになっております。(「全員で何人ですか」と呼ぶ者あり)全員で16名(76ページで訂正)になっております。(「分かりました」と呼ぶ者あり)

〇議長(田中政司君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

次に、4目. 茶業振興費について発言を許可いたします。山下芳郎議員。

〇12番(山下芳郎君)

こちらの茶業振興費補助金でさが園芸生産888億円推進事業、今回495万2,000円が増額という形で上がっております。

まず、今回、補助率のアップになったことによりまして、本来の事業であります推進にど ういった形でつなげていかれるのか、確認をいたします。

〇議長(田中政司君)

茶業振興課長。

〇茶業振興課長(森 尚広君)

お答えいたします。

さが園芸生産888億円推進事業は、佐賀県の園芸生産を平成29年の629億円から令和10年に

888億円に引上げを目指すことを目的とし、農業所得の確保、向上ができる園芸農業の確立に必要な施設、機械等の整備を推進することによって実現を図る事業となっております。

今回、補助率がかさ上げ、アップしたことにより、制度的により使いやすくなっております。そのことから、茶の収量や品質向上、経営規模の拡大、経営コストの削減等を目指す多くの茶農家さんに申請していただき、最終的には茶農家の方の所得の確保及び向上につなげていければと考えております。

以上でございます。

〇議長(田中政司君)

山下芳郎議員。

〇12番(山下芳郎君)

佐賀県のホームページを見ていますと、それと照らし合わせながら今回のアップになった 分と比較をして質問をいたしますけれども、まず、これについては、内容は経営力向上志向 経営体の育成という部分で見ているんですが、佐賀県が50%、ハード事業ですね。それに市 町が10%となっている中で、嬉野市が、主要な事業の説明書の事業内容の中で、市について は10%以上となっている分が今回のアップになった分ですよね。合同常任委員会であったそ の分じゃないかと、そこまで確認をします。

〇議長(田中政司君)

茶業振興課長。

〇茶業振興課長 (森 尚広君)

お答えいたします。

市の補助率というのは10%で昨年と変わっておりません。県の補助率が、昨年は10分の4と40%でございまして、今年、中山間地域ということで合同常任委員会でも説明しましたように、嬉野市地区が中山間地域ということで40%から50%、10%かさ上げになっております。それによりまして、50%プラス市の10%で個人負担が40%に減っているというような状況になっております。

以上でございます。

〇議長(田中政司君)

山下芳郎議員。

〇12番(山下芳郎君)

それで理解いたしました。

それで、これは今さらながらでありはしますけれども、県が主体といえども、その中で団体という捉え方ですけれども、今現在――これは令和6年度まで一応暫定的に続くんですかね。そういった中で、個人農家が多いんですけれども、こういった形の団体として見たときに、どういった形が対象になるのか。個人は全く対象にならないのか、そこら辺のことの確

認をお願いします。

〇議長(田中政司君)

茶業振興課長。

〇茶業振興課長 (森 尚広君)

個人は対象にならないのかという御質問ですけれども、このさが園芸生産888億円推進事業というのは、JAの茶業部会で888計画というのを当初出しております。それで個人様、非組合員の方とか、そういった方をこの事業に乗せるためには、個人で888計画を提出する必要があります。今現在、随時、申出をしてもらっておりますけれども、その方々は全員、茶業部会の方でございまして、部会に入っていない個人さんが入るとなれば、一番簡単な方法は茶業部会に入っていただくというような形になるかと思っております。

以上でございます。

〇議長(田中政司君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

次に、15ページ、6款.農林水産業費、2項.林業費について質疑の通告がありますので、 許可いたします。

3目、林道事業費について発言を許可いたします。芦塚典子議員。

〇14番 (芦塚典子君)

林道事業費の県単林道事業費の12万円についてお伺いいたします。

工事箇所と工期をお伺いいたします。

それと、県単の事業なんですけど、管理を担当されていると思いますけど、そこをお願い します。

それと、3番目の春日大橋は、広域基幹林道多良岳横断線の管轄になるのかというのを出していましたけど、この前に、林道春日線とクロスする春日大橋というのを出していたんですよ。そしたら、春日線は林道じゃなくて市道ということで、市道春日線を全く削除していただいていたようで、市道春日線とクロスする春日大橋、この管理はどのようになっているかというのをお聞きいたします。

〇議長(田中政司君)

建設・農林整備課長。

〇建設・農林整備課長(馬場孝宏君)

お答えいたします。

まず、工事箇所と工期ということで、こちらにつきましては、まず、当初予算の中でキャンプ場、区画線の設置ですが、キャンプ場から立岩展望台方面に約700メートル程度予定しておりました。今回の追加によりまして、それからさらに100メートル程度の延長をできるかというふうに考えております。

なお、工期といたしましては、7月から10月までの期間に工事を発注したいというふうに 考えております。

続きまして管理ということですが、林道多良岳横断線、こちらは嬉野市の管理となっております。また、春日大橋についてですが、この春日大橋は、多良岳横断線の線上に橋梁が架かっているということで、これは林道の管轄というふうなことになっております。

以上です。

〇議長(田中政司君)

芦塚典子議員。

〇14番 (芦塚典子君)

ありがとうございました。春日大橋の件なんですけど、管轄は分かりましたけど、管理は 市が行うということだと思います。ここが、林道じゃなくて市道春日線とクロスしているん ですよ。このクロスしているところに看板が4枚あって、2枚が全く見えません。林道とい うのは、結構私も迷ったことがありますので、看板というのが大事なので、看板は――管轄 は県単だと思いますけど、そういう管理はかなりこまめにしていただきたいと思います。

それと、ここの春日大橋にクロスする市道春日線なんですけど、春日から春日大橋までは通行止めになっていました。この春日大橋から上のほうは通行止めになっていないんですけど、車で行ったら落ち葉があって、多分滑って登れないような状態だと思います。ガードレールもないので、上のほうはちょっと私も車では行きませんでしたけど、こういう林道とクロスする市道、この管理、それとか林道の看板というのも、管理は市がしているので、そこら辺は市の管理でいかれたほうが思いますけど、どんなでしょうか。

〇議長(田中政司君)

建設・農林整備課長。

〇建設・農林整備課長(馬場孝宏君)

お答えいたします。

市道春日線と林道多良岳横断線、どちらの路線もこちらの課の所管になりますので、管理 のほうは全てうちのほうでやっていきたいと思います。

あと、看板とか、落ち葉とか、そういうのは再度現地を確認させていただきまして、必要 とあれば何らか手を入れてみたいというふうに思います。

以上です。

〇議長(田中政司君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

次に18ページ、9款、消防費、1項、消防について質疑の通告があります。

2目. 非常備消防費について発言を許可いたします。森田明彦議員。

〇9番(森田明彦君)

18ページのコミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業)で、今回、消防団員用の編み上げの長靴を班長までの約300名分ということでございますけれども、残る一般団員約700名分の導入予定についてお尋ねをいたします。

〇議長(田中政司君)

総務·防災課長。

〇総務·防災課長(太田長寿君)

お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃるように、今回、班長以上の導入についてさせていただくようにしております。

このたびにつきましては、コミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業)に該当するという内示を受けての計上ということでございますけれども、編み上げの長靴を購入するのは今回が初めてということになりますが、今後、消防団の装備、靴につきましては、今後、編み上げ靴のほうに移行するように予定をしております。このたびコミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業)の財源をもって導入はできましたけれども、今後は年次的に、順次、装備を更新していくという中で、財源の確保ができればその分早く整備ができるという形で、計画的に今後配備していきたいと考えているところです。

以上です。

〇議長(田中政司君)

森田明彦議員。

〇9番(森田明彦君)

分かりました。最近非常に団員の方の処遇に関してというのは結構脚光を浴びている状況 は御存じかと思いますので、極力いろんな財源を探していただいて、より活動しやすいよう な状況をつくっていただきたいということでお願いをしておきます。もう返答はいいです。

〇議長(田中政司君)

次に、20ページ、10款. 教育費、2項. 小学校費について質疑の通告があります。

ここで、芦塚議員、増田議員、宮崎良平議員、諸上議員、諸井議員の5名から学校管理費について質疑の通告がありますが、どうですか、小学校、中学校一緒でもよろしいですか。 (発言する者あり)ですね。小学校、中学校、1人で両方やっていただいて、それぞれに3回で結構ですので、もしものときはですね。一括して、小学校、中学校行きたいと思いますけど、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、20ページ、10款.教育費、2項.小学校費及び21ページ、10款.教育費、3項. 中学校費について質疑の通告がありますので、順次許可いたします。まず、芦塚典子議員。

〇14番(芦塚典子君)

小学校、中学校の工事請負費で空調設備設置なんですけど、吉田ということで600万円出ていますけど、私がお伺いしたのは、小学校、中学校全体で、まだ空調設備をしていない箇所、学校別に分かりましたらお願いします。

〇議長(田中政司君)

教育総務課長。

〇教育総務課長(武藤清子君)

お答えいたします。

まず、空調の設備の設置率でございますけれども、小学校、中学校とも普通教室は100% 設置をしております。特別教室につきましては、小学校が約49%、中学校が約46%設置をしております。

学校ごとということですが、全て……(「そしたら、もういいです、パーセントが分かったら大丈夫です」と呼ぶ者あり)

主に特別教室の中で設置をしていない教室が、小学校では、家庭科室や図工室、中学校では、技術室や調理室、被服室、美術室などがまだ未設置でございます。

以上でございます。

〇議長(田中政司君)

芦塚典子議員。

〇14番(芦塚典子君)

設置率は、普通教室は100%ということで、よろしいと思います。

ただ、特別教室で49%とか、中学校が46%ですね。なるべく早く空調設備をしていただきたいと思いますけど、以前、学校塾をしてあるときに、すごく考慮していただく先生方と、わざと考慮しない先生方といらっしゃったようで、空調設備がないところでしてくださいという、今度9月とか暑いときに。ですので、特別教室もなるべく――ちょっと今年度はそういう学校塾はないんですけど、子どもたちがなるべく汗をかかないで勉強できるように、特別教室も早く空調設備を設置していただきたいというのがあるんですけど、49%と46%で、今年度はどれくらいの設置を計画されていますでしょうか、特別教室です。

〇議長(田中政司君)

教育総務課長。

〇教育総務課長(武藤清子君)

お答えいたします。

今年度は、この吉田小学校の多目的室と、嬉野中学校の多目的室の2教室です。今後、計画的に少しずつ設置率を上げるように整備をしていけたらと思っております。

以上でございます。

〇議長 (田中政司君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

今ので、中学校費までよかですね。(「はい、大丈夫です」と呼ぶ者あり)

次に、増田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

私は、学校管理費で空調設備(吉田)と学校保健特別対策事業(感染症対策等の学校教育活動継続支援事業)で通告していますので……。

〇議長(田中政司君)

ですから、まず、20ページの学校管理費について3回、中学校の学校管理費について3回ということでよろしいですよということです。

〇8番(増田朝子君)続

それで、今、空調設備設置で質問がありましたので、そちらからよろしいでしょうか、小 学校、中学校一緒に。

〇議長(田中政司君)

小学校、中学校の空調設備の委託料ですね。

〇8番(増田朝子君)続

はい。一緒にお尋ねしたいと思います。

設置率が、普通教室が今100%、特別教室が、小学校49%、中学校46%ということで、今回の財源が新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金で多目的室とありますけれども、今回は2校、小学校1校、中学校1校ですけれども、ほかの学校には多目的室がないんでしょうか。それで今回の対象にならなかったんでしょうかということと、あと、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金で財源として、特別教室は使えなかったんでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

教育総務課長。

〇教育総務課長(武藤清子君)

お答えいたします。

ほかの学校におきましても、多目的に使える教室はございます。ただ、今回は、この2校の多目的室が以前から強く要望があったところということと、また、使用頻度が高いということもありまして、この2教室をいたしました。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金につきましては、どの教室という区分はございません。夏休みを短縮したことにより、熱中症を防ぐというような目的がありましたら、この交付金が活用できるものだと思っております。

以上でございます。

〇議長(田中政司君)

增田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

要望が高くて頻度が高いということだったんですけれども、ほかの学校も多目的教室もあるということですけれども、今回どうして2校だけを選択されたのかということのお尋ねをさせていただきます。

あと、特別教室も今回の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の対象にはなるということで確認、よろしいですか。

〇議長(田中政司君)

教育総務課長。

〇教育総務課長(武藤清子君)

お答えいたします。

まず、今回の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金は特別教室も対象になります。

そして、今回2校の多目的室を整備する理由ですけれども、やはり交付金の予算もございますし、うちが対応できる教室数というのもございまして、この2校を選ばせていただきました。

以上でございます。

〇議長(田中政司君)

增田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

分かりました。

それでは、先ほど芦塚議員からもありましたけれども、特別教室でまだ設置されていないところとか、多目的教室のまだ設置されていない学校もございますということですので、ぜひ今後、そちらの設置率も上げていただくようにお願いしたいと思います。

次に、学校保健特別対策事業について、小学校、中学校一緒に質問させていただきます。

〇議長(田中政司君)

そいけん、要するに需用費の学校保健特別対策事業(感染症対策等の学校教育活動継続支援事業)で、合わせて3回ということで理解していいですね。

〇8番(増田朝子君)続

はい。こちらですけれども、主要な事業の説明書は8ページになります。

今回、感染症対策として需用費と上がっておりますけれども、こちらが、小学校、中学校、 以前も感染対策として計上されたと思うんですけれども、以前の消耗品と一緒で考えてよろ しいんでしょうか。それとも、また別の消耗品として追加の消耗品があるんでしょうかとい うことが1点。 あと、バスの使用料として上がっておりますけれども、昨年は修学旅行とか中止されたりとか、縮小されて行われたんですけれども、今年度は従来どおりの計画としてはありますでしょうか。

それと、バスの台数がこの予算で何台ぐらい――例えば1台に30人、40人乗るところを、新型コロナウイルス感染症の関係で、密にならないようにということでバスの台数が増えると思うんですけれども、全体で台数が何台ぐらい増えるんでしょうかということをお尋ねします。

〇議長(田中政司君)

教育総務課長。

〇教育総務課長(武藤清子君)

お答えいたします。

まず、消耗品費ですけれども、当初予算でも各学校、新型コロナウイルス感染症対策のための物品購入のために予算は計上されております。それと同じ内容でございます。

次に、修学旅行でございますけれども、修学旅行は、全ての学校が秋に実施予定をされています。現在、各学校で見積りをされているところでございますが、早目に旅行の計画を立て、保護者の方に説明をする必要がございますので、今回の補正で計上をさせていただきました。

金額は、昨年度の実績と、見積額で計上をしたんですけれども、昨年は、中型バスの予定を大型バスにされたりというところもございました。大体、昨年度の台数を参考に、小学校で13台程度、中学校で4台程度を増便したという計算で計上をさせていただいております。 以上です。

〇議長(田中政司君)

增田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

では、確認なんですけれども、1台に大体何人ぐらいの乗車で見積りを立てられているんでしょうか。

〇議長(田中政司君)

教育総務課長。

〇教育総務課長(武藤清子君)

お答えいたします。

昨年度の例でございますが、通常でしたら、大型1台42人で行くところを、大型2台にして、その半分ずつで実施したという例がございます。

小さい学校は、もともと中型バスだったところを大型バスに替えたりといった変更をされております。

以上でございます。(「結構です」と呼ぶ者あり)

〇議長(田中政司君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 暫時休憩します。

午後0時3分 休憩午後0時3分 再開

〇議長(田中政司君)

再開します。

次に、宮崎良平議員。

〇6番(宮﨑良平君)

私も、この空調設備設置についてということで、これは小学校も中学校も両方まとめて聞かせてもらいたいと思います。

まず、多目的室に2基、両方とも設置予定になっていますが、設置完了がいつなのかということ、設置する時期というのも含めてお伺いしたいと思います。

そして次に、2校に計上された吉田小の空調設備の設置と、同じく嬉野中にも多目的室に 2基設置の計画であるが、予算額が大分異なっていますけど、それぞれの空調設備の能力や 設置室の面積などに違いがあるのか、そこら辺を含めてお伺いしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

教育総務課長。

〇教育総務課長(武藤清子君)

お答えいたします。

まず、設置の時期でございますが、2つの工事とも、この議案議決をいただきましたら、 7月に設計を発注いたしまして、8月から10月で設計を行いまして、12月に工事の発注、年 度末に完了という計画にしております。

それから、工事費の予算額の差でございますけれども、まず、面積が少し違います。吉田 小学校の多目的室は、面積が130平方メートル、普通教室の約2倍の広さでございます。

嬉野中学校の多目的室は面積が107平方メートルでございます。

また、吉田小学校の多目的室は、運動場側が全面窓ガラスになっておりますので、太陽熱による熱の負荷が大きいために、能力の高いエアコン設置する必要がございます。どちらも2基でございますけれども、吉田小学校のほうが能力、馬力が大きいものを設置するため、空調機自体の金額が大きくなってまいります。

また、あわせまして、吉田小学校の工事費の約半分程度が電気工事になります。高圧受変 電設備の容量がちょっと不足しますので、それを増強する工事が必要になりますので、吉田 小学校の工事費が高くなることになっております。 以上でございます。

〇議長(田中政司君)

宮﨑良平議員。

〇6番(宮﨑良平君)

分かりました。じゃ、ほとんど電気工事ということで、嬉野中学校のほうはそういう工事 をしなくていい状況になっているということで捉えてよろしいのか。

あともう一つ、先ほど言っていた使用頻度とかそういったものが多くて今回選ばれたとかいう形、要望もあったという話だったんですけど、生徒数とか、そういうことでいうと、当然、嬉野のほうが使用頻度も数も多いんじゃないかと思うんですけど、そういう中で、人数とかなんとかというのも含めた形での、もうちょっと嬉野のほうのキャパによってはもう少し必要だったということも考えられなかったのか、そこら辺も含めてお伺いをしたいと思います。(発言する者あり)

〇議長 (田中政司君)

もう一回よかですか。

〇6番(宮崎良平君)続

はい。生徒数が絶対的に違うじゃないですか、嬉野と吉田。使用頻度とか、また、多分そこの多目的室を使う人数とかも若干違ってくるとは思うんですよね。そういう中で、数が多い分、2基じゃなく3基とかということも考えられたんじゃないかなと思うんですけど、そこをお伺いしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

教育総務課長。

〇教育総務課長(武藤清子君)

お答えいたします。

まず、嬉野中学校の電気工事は必要なかったのかというところですけれども、今現在のと ころ、空調を設置する工事のみを考えているところです。

また、空調機の能力というか、台数ですけれども、面積に対して十分確保できる台数を 2 基としておりますので、特に増やすことは考えておりません。

以上でございます。

〇議長(田中政司君)

宮﨑良平議員。

〇6番(宮﨑良平君)

分かりました。

先ほどからあった、まだ今のところ小学校の多目的室と特別教室が49%で、中学校は46%、 ここでなるべく増やしていかせたいというのもあるんですけど、基本的には私は必要な場所 に必要な分だけあれば十分かと思っているので、そこには必ずつけるような形で進めていっていただきたいと思います。お願いします。

〇議長(田中政司君)

答弁は。(「結構です」と呼ぶ者あり)

次に、諸上栄大議員。

〇2番 (諸上栄大君)

私も小学校と中学校と一緒に質問します。

学校管理費の需用費の件です。

通告書に挙げていますように、主要な事業の説明書の8ページのところなんですけれども、 そこの一節に、「校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう」という文面が書 いてありますが、そのことに関して、予算の事業配分の考えをお聞きします。

まずは、これは学校一律に配分なのか、配分方法をどういうふうにお考えなのか、お聞か せ願いたいと思います。

〇議長 (田中政司君)

教育総務課長。

〇教育総務課長(武藤清子君)

お答えいたします。

この学校保健特別対策事業(感染症対策等の学校教育活動継続支援事業)は、補助金の対象額が学校の児童・生徒数によって決まっております。その実施要領に添って配分する予定でございますが、これはバスの借上げ料、使用料及び賃借料まで含めまして、児童・生徒数が300人までが上限80万円、500人までが上限120万円で配分をしたいと思っております。ですので、嬉野小学校と嬉野中学校が120万円の上限です。ただ、少人数の学校につきましては、学校間で少し調整をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(田中政司君)

諸上栄大議員。

〇2番 (諸上栄大君)

要は、学校の規模によって需用費の配分率が違ってくるよというところで理解しました。 あと、これは消耗品費で補正を組まれているんですけれども、具体的にどういった品目が 要望として上がってきているのか、そういうところに基づいて今回の予算請求をされたと思 いますけれども、そういったところ、今現状で分かっている範囲で教えていただければと 思っております。

〇議長(田中政司君)

教育総務課長。

〇教育総務課長(武藤清子君)

お答えいたします。

まず、換気対策としまして、大型の扇風機や各教室に設置する壁かけの扇風機。また、飛沫防止の透明の仕切り板、パーティションなど、まだ分散授業など、オンライン授業で活用するICTの機器、それから保健衛生用品などを見込んでおりますが、それぞれ学校の実情に合わせて、行事を実施する際に工夫されると思いますので、学びを保障する、学びを止めない対策を各学校でされるものに使っていただきたいと思っております。

以上です。(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

〇議長(田中政司君)

次に、諸井義人議員。

〇3番(諸井義人君)

私の質問においては、先ほど宮崎良平議員がほとんど質問されてしまいましたので、ほとんどないんですけれども、1つだけ、関連という形になるとは思いますけれども、今回、地方創生臨時交付金という形で教育費だけが予算計上になっているわけですけれども、市長にお尋ねしますけれども、地方創生臨時交付金はまだ幾らか余裕があったかなと思っておりますので、今回教育費だけになった理由と、今後それをどういうふうな形で、商工観光とかなんとかに使う予定はあるのか、どうかなということでお尋ねをしたいと思いますけれども、返答できればお願いいたします。

〇議長 (田中政司君)

市長。

〇市長(村上大祐君)

お答えをしたいと思います。

実は、いろいろとこの6月議会にも考えてはおりました。消費刺激、家計支援も含めてのところですけれども。ただ、今感染状況が非常に5月から6月にかけて悪化をしたということで、ここで経済対策を打ってもなかなか――今、消費もそもそも、外出も飲食も控えましょうというような状況下の中では、なかなか効果が薄いのではないかというところでもありましたので、今回は、とにかく感染が広がらないために必要なものだけに絞って予算の計上を行ったという経緯でございます。

以上でございます。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

〇議長(田中政司君)

よろしいですか。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

次に23ページ、11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費について質疑の通告があります。

1目. 現年農林水産施設災害復旧費について発言を許可いたします。芦塚典子議員。

〇14番 (芦塚典子君)

現年農林水産施設災害復旧費の委託料なんですけど、崩土等除去業務(林道)で、この林 道ののり面が崩壊している場所はとこなのか、お聞きしたいと思います。

〇議長 (田中政司君)

建設 · 農林整備課長。

〇建設・農林整備課長(馬場孝宏君)

お答えいたします。

今回100万円計上しているものにつきましては、今現在崩壊しているものではなくて、今後、豪雨等でのり面が崩壊した場合に、緊急時の対応ということで計上をさせていただいているものでございます。

なお、当初、50万円の予算をいただいていたわけですが、これは早速4月に中規模ののり 面崩壊が発生いたしまして、それで当初予算分がほぼ全額執行しているような状態でござい ましたので、今回新たに追加して、予防という形での計上をさせていただいたところでござ います。

以上です。

〇議長(田中政司君)

芦塚典子議員。

〇14番(芦塚典子君)

分かりました。ただ、のり面崩壊の可能性のある箇所みたいなのがあると思うんですけど、 ありましたら、何か所ぐらいあるのか、それだけ。一応それだけです。

〇議長(田中政司君)

建設・農林整備課長。

〇建設・農林整備課長(馬場孝宏君)

お答えいたします。

可能性のある箇所というのは、ちょっとピンポイントでは実際分かりません。実際、雨が降ったりとか、もう一つはイノシシが荒らして、それをきっかけにして土砂崩壊が起きたりとかいうことも考えられますので、林道全般的に考えて今回予算を計上させていただいたところです。

以上です。

〇議長 (田中政司君)

よろしいですか。

これで議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号 令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 費特別会計補正予算(第1号)について質疑を行います。 質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第40号 嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

議案第40号でお尋ねしたいと思いますけれども、確認の意味でお尋ねさせていただきます。 こちらは、令和2年第4回定例会において例外規定の適用について提案されておりました。 今回、さらに規定適用の提案がなされたということの御説明をお願いしたいのと、あと、農 業委員の選定はどのように今回されたんでしょうか、お尋ねします。

〇議長(田中政司君)

農業委員会事務局長。

〇農業委員会事務局長 (馬場敏和君)

お答えいたします。

合同常任委員会のほうでもお話ししていましたけど、令和2年第4回定例会で提案した内容は、農業委員会等に関する法律で、農業委員会の定数の過半数を認定農業者と規定されております。

市内の認定農業者が少ない場合について例外規定として、認定農業者に準ずる者を加えて 過半数となるように提案したところでございます。

今議会で提案した例外規定は、令和3年3月1日から3月31日まで募集を行いました。それで、13名の推薦、応募があり、その中で認定農業者が3名、準ずる者が1名、計4名でありました。委員の過半数に届かなかったため、農業委員会に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、定数の4分の1以上の規定を適用させるため、今議会で同意を求めるものです。

選定については、定数どおりの推薦、応募がありましたので、こちらで委員の要件を確認 し、議案第41号から第53号に農業委員会の委員の任命について今議会で同意を求めておりま す。

いずれの例外規定についても、市独自の例外規定でなく、法律に基づき、段階を経て同意を求めるものです。

以上です。

〇議長 (田中政司君)

增田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

要件を、原則として定数が過半数でということで12月にあったんですけれども、今後も毎年、改選の前にはそういう提案をされるということの確認と、そして、実際募集されてから、

こういうふうに3分の1とか4分の1の、募集された後に議会の議決を求めるということで よろしいでしょうかという確認です。

それと、令和2年10月のときには74名の認定農業者ということの御答弁があったんですけれども、現在もその増減はないんでしょうか。

それと今回、農業委員の方の選出に当たって、女性議員が以前は2名だったのが今回1名ということがとても残念だなと思ったんですけど、そういう働きかけとか、募集のときにもっと働きかけというのはされていないんでしょうかというお尋ねをさせていただきます。

〇議長(田中政司君)

農業委員会事務局長。

〇農業委員会事務局長 (馬場敏和君)

嬉野市に関しては、最初の12月議会の分で例外規定をその都度するべきかということですけど、うちの定数が13名、8倍を掛けて104名。うちの認定農業者が74名でありましたので、一応この例外規定を設けて、スムーズに募集ができるように。募集上では、過半数を過ぎなければいけないという募集をやっております。

それで、今議会の4分の1というとも、募集を行って、そこで候補者の確認を行います。 そこで認定農業者が何人とか、その分で、実際のところ4分の1以上、4名でありましたの で、今議会で提案して同意を求めるものです。

それと、12月時点では認定農業者は74名でありました。3月末で75名、1名増です。

それと、女性委員の応募が今回1名でございました。女性委員に関しては、事前にもう一期どうだろうかという働きかけは行いましたけど、お一人様が、もう3期もしたので、ちょっともうしいきらんということでした。一応、女性委員を探してくれということでお願いしておりましたけど、四、五人当たっていただいても、今回、次の女性委員候補ができなかったということでありました。

以上です。

〇議長(田中政司君)

增田朝子議員。

〇8番(増田朝子君)

今回、募集をされた中で認定農業者の方が3名やったですかね、少なかったということです。その募集のときに、認定農業者の方に対して推薦してもらうように働きかけをしていただいたとは思うんですけれども、農業委員のなり手がなかなかというのはお聞きはしているんですけれども、そういった中で、もうちょっと何か認定者の方にも農業委員になってもらえるとか、そういうふうな担当としての働きかけというのは考えられなかったんでしょうか。また、女性にしても、今までされた方じゃなくて、人材育成を含めて新しい方への――何名か当たっていただいたということですけれども、募集に至るまでの経緯とか、そこら辺の御

苦労もあるかと思いますけれども、今後そういう委員を選定されるのに対して、どのように お考えでしょうか。

〇議長(田中政司君)

農業委員会事務局長。

〇農業委員会事務局長 (馬場敏和君)

募集に関しては、1月の行政区長会、あとホームページと、あと市報で募集をかけております。

働きかけというとが、事務局としても、この人をというとを前面的に出すのはちょっとで すね。

それと、今現在の委員になられた方には、次はどがんでしょうかという問いかけはしております。女性のほうも、一応、女性をなるだけ入れてくださいという要望がありますけど、 実際、後釜も働きかけはしてもらっても、今活躍されている方というとも、正直、仕事が忙しいとか、そういうとでちょっと手が回らないのかなと思います。

以上です。

〇議長(田中政司君)

これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、ほか、嬉野市農業委員会の 委員の任命についての議案12件を一括して質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで議案第41号から議案第53号までの質疑を終わります。

次に、議案第54号 専決処分(第3号)の承認を求めることについて(令和3年度嬉野市 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、議案第54号の質疑を終わります。

次に追加議案、議案第55号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

なお、議案第55号は追加議案です。通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質 疑を行います。質疑はありませんか。梶原睦也議員。

〇15番(梶原睦也君)

本当に今、生活困窮者というのが厳しい状況にあるということで今回の予算が上がってきたのは非常にありがたいなと思ったところでありますけれども、この905万円についての積算についてお伺いしたいと思います。

この案内の中に、総合支援資金の再貸付けを借り終わった世帯、8月までに借り終わる世帯、利用できない、要するに条件の中にありますけれども、総合支援資金の再貸付けが不承認となった世帯、また、総合支援資金の再貸付けの相談をしたものの、申込みに至らなかった世帯、この世帯数の掌握はされているのか。

それと、全体的にこの予算の世帯数についてはどういう形で計上されているのか、この点 についてお伺いしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

福祉課長。

〇福祉課長 (三根伸二君)

お答えします。

まず、総合資金の再貸付けが終わった世帯及び不承認になった世帯、そして、相談をしても申込みに至らなかった世帯の実数のお話ですけれども、実際5月末までに借り終わった世帯、1番目の世帯については24件になっています。2つ目、3つ目の不承認になった世帯、申込みに至らなかった世帯については、お伺いしたところその件数はなかったと、ゼロ件だということであります。

以上になります。

〇議長(田中政司君)

梶原睦也議員。

〇15番 (梶原睦也君)

そしたら、この24件というのが根拠になっているということで理解していいわけですか。

〇議長(田中政司君)

福祉課長。

〇福祉課長 (三根伸二君)

お答えします。

5月末の件数が24件になっていますけど、実際、対象になる方が6月申請分まで合わせたところになりますので、24件に若干のプラスをした、大まかに38件あたりじゃないかということで見込みをつけて、その総額が900万円と積算しております。

以上になります。

〇議長(田中政司君)

梶原睦也議員。

○15番(梶原睦也君)

分かりました。

もう一点ですけれども、この考え方のところでさっきの条件のところに入ってくるんですけれども、主要な事業の説明書の中に、こうした世帯に対して就労による自立を図るため――要するに自立支援ですね――を図るため、また、それが困難な場合には生活保護の受給へつなげるためにというふうに主要な事業の説明書に書いてありますけれども、もう一点、厚労省から来ている分のこの資料の中に、「ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと」というのが条件にあるわけですね。これは分かります。それにもか

かわらず、「就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと」という、義務的な形で書いてありますけど、これについては利用者に対するチラシだと思いますけれども、この「生活保護の申請を行うこと」について、行政側にもこの「こと」という言葉が当てはまるのかどうか。

また――私が言いたいのは、本当に苦しい人へのつなぐ最後のセーフティネットが生活保護だと思うんですけれども、そういう状況に陥っていても、生活保護に二の足を踏むというか、思い切りできないとか、そういう方もいらっしゃると思うんですね。そういう中で、客観的に担当が見て、この人は救わんといかんというような、そういうところまで含まれた「生活保護の申請を行うこと」ということなのか、分かりますかね。一歩、その方のところの今の状況にまで入って申請を受け付けるということを、行政側としてもそういう意識を持てよと、厚労省のほうから言われているのかどうか、そこら辺の確認をすみません、ちょっと難しいかも分かりませんけれども、お願いしたいと思います。

〇議長(田中政司君)

市民福祉部長。

〇市民福祉部長 (筒井八重美君)

大変難しい質問だなというふうに感じております。「生活保護の申請を行うこと」と書いてあるのは、生活保護の申請をしたいと思われている方は申請をされていいですよというのも含めたところで、強制ではないというふうには感じているところです。そういった部分で、これを個人の方、利用できない方たちに対しての文章というふうに理解をしております。実際、受付をする際、この分の議案の議決をいただいた後にこの事業をするに当たっては、一番初めの受付窓口というのは、社会福祉協議会さんのほうが受付窓口になられる、していただくというような協力体制を引くような計画をしておりますので、そこの部分で、本当に生活保護の対象にならなくちゃいけない方だったら、そこの部分で、こういうのもあるよというような案内をしていただくということになってくるというふうに考えているところです。以上です。

〇議長(田中政司君)

ほかに質疑ありませんか。諸上栄大議員。

〇2番(諸上栄大君)

私のほうは、この主要な事業の説明書の中に求職活動等で要件を満たす世帯に云々というようなことが書いてありまして、ここのチラシの中でも、毎月求職活動の内容が分かる書類を提出しなければならないというような状況で書かれております。具体的にどういうふうな書類を考えられているのかということと、もう一つは、先ほど梶原議員の質問と若干似通ったところはあるんですけれども、その答弁の中で部長のほうからは、窓口は社協さんにお願いしていくよと。その時点で、本当にこの方は生活保護が必要だよねという状況の方にある

ならば生活保護を勧めながら、この事業も活用していくというようなニュアンスで私は捉えているんですけれども、最終的に市の事業としては就労支援事業もやっていますので、そういう事業とうまくリンクしながら、社協の生活困窮の事業と二人三脚、タッグを組んで行っていく姿勢で捉えていいものなのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(田中政司君)

市民福祉部長。

〇市民福祉部長 (筒井八重美君)

お答えいたします。

先ほど議員さんがおっしゃられたように、生活困窮者自立支援制度というのをうちのほうで行って、社協さんのほうに委託をしたりしながら進めておりますので、もうすぐさま生活保護の対象になるというようなところも含めたところで、いや、やっぱりもう生活保護になりたくない、自分で何とかしたいと言われる方たちには、こういう自立支援制度ももちろん勧めながらやっていくというような体制を整えたいというふうに思っております。

それともう一つ、求職活動等状況報告書というのが月1回、自立相談支援機関の面接等を受けた際にこういう報告書等がありますので、こういったもので確認をしたりとか、公共職業安定所で職業相談を受けた場合、職業相談確認票という様式があったりだとか、原則週1回以上の求人先へ応募を行う際の常用就職活動状況報告書というような様式が一応ありますので、そちらのほうで確認をさせていただくようなことになるかと思います。

以上です。

〇議長(田中政司君)

諸上栄大議員。

〇2番 (諸上栄大君)

社協さんに任せっ放しじゃなくて、ぜひとも二人三脚で。それで、支給をしたから3か月間この方大丈夫なんだじゃなくて、3か月間が勝負なんだ。たから、3か月間二人三脚で頑張っていきましょうというようなスタンスをもってこの事業に取り組んでいただけたらなと私は思っておるところでございます。

もう一点、このチラシの下のほうに、どうしてもこういう新型コロナ生活困窮者自立支援 金とかの事業を行うと、いつもそれまがいな詐欺を考える方も多くいて、その予防に関して、 これは周知も必要だと思うんですけれども、こういったところは担当課はどのようにされる のかというところもちょっと気になりますので、お聞かせ願いたいと思います。

〇議長(田中政司君)

福祉課長。

〇福祉課長 (三根伸二君)

お答えいたします。

まず、対象者については、社会福祉協議会のほうで分かっておりますので、個別に広報を する予定です。

また、事業内容とか、詐欺とかの広報につきましても、ホームページなりで広く広報をしたいと思っております。

以上になります。(「はい、以上です」と呼ぶ者あり)

〇議長(田中政司君)

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、これで議案第55号の質疑を終わります。

以上で本定例会に……(「質問に対する答弁をさせていただきたい」と呼ぶ者あり)今よかですよ。

諸上議員の質問に対して、執行部から答弁の要請があっておりますので、答弁を許可いた します。市民福祉部長。

〇市民福祉部長 (筒井八重美君)

先ほど重心医療の条例の一部改正のときに質問をいただいていた件で、回答をいたしたい と思います。

別表第4条関係のところで先ほど、(3)のところで精神障害者保健福祉手帳所持者に関する許可を受けた者で入院に要した額というところがあったんですけれども、この別表第4条の1、2、3、4号の各号に掲げる額を控除した額について補助の対象としますとなっておりますので、対象にこの分はならないということになります。

以上です。

〇議長(田中政司君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、以上で本定例会に提出されました議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では、明日6月16日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了しましたので、16日は休会にしたいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、6月16日は休会とすることに決定をいたしました。 本日はこれで散会いたします。

午後 0 時43分 散会